

奥州市生母地区・一関市舞川地区・平泉町長島地区

束稲山麓地域の「世界農業遺産」「日本農業遺産」の認定に向けて

Vol. 10

束稲山麓地域の世界農業遺産・日本農業遺産認定に向けた取り組みや地域の活動などを紹介します。

■問い合わせ＝本庁農地林務課農村保全推進室（☎ 34-1764）

■これまでの状況

奥州市、一関市、平泉町、県、地元団体が構成する束稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会では、束稲山麓地域の世界農業遺産と日本農業遺産の認定を目指し、平成30年6月に申請書を提出しましたが、残念ながら一次審査不通過となりました。再審査に向けて、有識者からの意見聴取や地元からの聞き取り調査を再度行ったほか、令和元年5月に企画推進チームを新たに設置しました。

■企画推進チームの活動

岩手県立大学の協力を得ながら、会議や現地調査をほぼ毎週実施しています。また、申請地域内の3地区の活性化に向けた活動支援を行っています。再申請に向け、農業遺産としてその価値が認められるよう申請内容の検討を重ねていきます。

■のぼりを設置する施設・店舗を募集します

認定に向けたPR用ののぼりを設置していただける施設・店舗を募集しています。

申込先：推進協議会事務局（県南広域振興局農政部農政調整課内・☎ 22-2841）

ー 世界農業遺産とは ー

世界農業遺産・日本農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ（※1）、シースケープ（※2）、農業生物多様性（※3）などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度です。

※1 ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり

※2 シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業などによって形成されるもの

※3 農業生物多様性：食料・農業と関わりのある生物多様性・遺伝資源が豊富であること

いい みらい 11月30日は「年金の日」です

◎問い合わせ
一関年金事務所
(☎ 0191-23-4246)

厚生労働省では、「国民一人一人『ねんきんネット』」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で自分の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、いつでも自分の年金記録を確認できる他、年金記録を基に将来の年金受給見込額をさまざまなパターンで試算することができます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページをご覧ください。か、ねんきんネット専用ダイヤルにお問い合わせください。

■日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/n_net/
■ねんきんネット専用ダイヤル
☎ 0570-058-555



▲「ねんきんネット」マスコット
ねんきんクマ

ＩＬＣ推進室にダウ・ベロニカさんが着任しました

◎問い合わせ
本庁ＩＬＣ推進室
(☎ 34-2123)

10月1日、ダウ・ベロニカさんがＩＬＣ推進室に着任しました。アメリカ出身のベロニカさんは、ＩＬＣ国際化担当として、地域と行政の国際化、英語による地域情報の発信を行います。

Dow・Veronica（ダウ・ベロニカ）

1995年 アメリカ・オハイオ州ニューアーク生まれ

2014年 盛岡市に留学

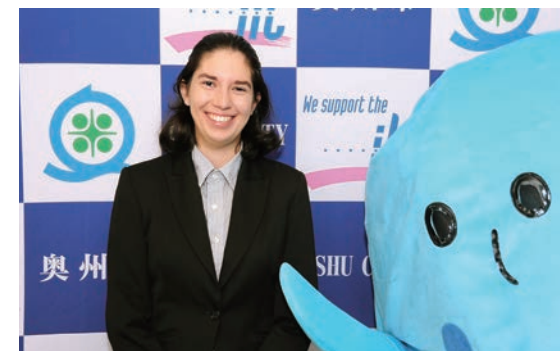
16年 アーラム大学日本研究学科卒業

16年～18年 田野畑村でＡＬＴ

18年～19年 山形県で英会話教室の講師

「初めまして！ダウ・ベロニカです。岩手に戻ることができて、とても喜んでいます。『戻る』というのは、岩手に住むのが3度目だからです。1度目は留学生として。東北のことはあまり知りませんでしたが、登山や祭りを体験してすぐ岩手を好きになりました。留学して間もないころ、道に迷ってしまい途方に暮れていた私を助けてくれた旅館のご主人やホストファミリーの温かさに触れ、岩手の人の親切な心を感じた

時間でした。2度目は、田野畑村にＡＬＴとして来ました。水道管が凍結したとき、周りの人たちに助けてもらった思い出があります。そして奥州市が3度目となります。私にとって岩手は第二の故郷です。将来岩手に来るＩＬＣの研究者も、私と同じような経験をするかもしれません。その時には、岩手の魅力と人の優しさを伝えていきたいです。これから岩手を、奥州をどんどん応援していきますので、皆さんどうぞよろしくをお願いします！」



おうしゅうヒッグスくん
ベロニカさん

マイナンバーカードで住宅ローン控除の確定申告をしませんか

◎問い合わせ
水沢税務署 (☎ 24-5111)

住宅ローンで住宅を購入または建築した場合、所得税の確定申告で住宅ローン控除の手続きをすると、税金の還付が受けられる場合があります。

インターネット上で申告などができるシステム「^{イー}ーTax」のマイナンバーカード方式を利用することで、毎年の控除額の計算を自動で行うことができます。

■対象 今年住宅に居住した人

■必要な物

①マイナンバーカード



マイナンバー
カードの申請方
法はこちら

②ＩＣカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン



マイナンバーカード
対応のスマートフォ
ンの機種はこちら

③収入や控除に関する書類

④住宅ローン控除に必要な書類

※確定申告に必要な書類は申告する内容によって異なります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

■手続きの流れ

①最初の年分の申告

パソコンやスマートフォンを利用し、「^{イー}ーTax」で確定申告書を作成・送信する ※「証明書データの交付を希望」を選択。一部の添付書類は郵送などで別途提出してください

②2年目以降の手続き

毎年10月ごろに税務署から住宅ローン控除の「証明書データ」が交付 ※「^{イー}ーTax」またはマイナポータルから取得

「^{イー}ーTax」上で控除額が自動計算され
確定申告があつという間に完了！

※「^{イー}ーTax」については、広報おうしゅう10月号4ページをご覧ください